

締約国に関する情報 MA	モロッコ 一般情報	附属書 B 1 MA
国内官庁の名称	Moroccan Office of Industrial and Commercial Property (OMPIC) (モロッコ工業所有権庁 (OMPIC))	
所在地	Route de Nouasser, R. S. 114, Km 9, 5-Sidi Maarouf, Casablanca, Morocco	
郵便のあて名	B. P. 8072, Casablanca Oasis, Casablanca, Morocco	
電話番号	(212-522) 58 64 00/10	
ファクシミリ装置	(212-522) 33 54 80	
電子メール	pct@ompic.ma (PCT出願に関する問合せ)	
インターネット	www.ompic.ma	
PCT規則92.4の規定により書類を受理する方法	受理しない	
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？ (PCT規則82.1)	受理しない	
出願人に出願をWIPO優先権書類デジタルアクセスサービス(DAS)で利用可能とすることを許可する用意があるか？ (PCT規則17.1(b)2))	出願人に国際及び国内出願をWIPO DASで利用可能とすることを許可する用意がある	
モロッコの国民及び居住者のための管轄受理官庁	出願人の選択により、モロッコ工業所有権庁 (OMPIC) 又はWIPO国際事務局 (附属書C参照)	
モロッコが指定 (又は選択) されている場合の管轄指定 (又は選択) 官庁	モロッコ工業所有権庁 (OMPIC) (国内段階参照)	
モロッコを選択できるか？	できる (PCT第II章に拘束)	
PCTに基づき取得可能な保護の種類	国内：特許 欧州：欧州特許の有効化	
国際型調査に関するモロッコの規定	なし	
国際公開に基づく仮保護	出願人はPCT第21条に基づく国際出願の公開日から (2006年法律No. 31-05及び2014年法律No. 23-13 (第16条, 第44条, 第51条参照) によって改正及び追完された) 工業所有権の保護に関する法律No. 17-97に規定された権利を享受する	

[次頁に続く]

MA

モロッコ (続き)

MA

モロッコが指定 (又は選択) されている場合の有益な情報

モロッコが指定 (又は選択) されている場合に発明者の氏名 (名称) 及びあて名を提示しなければならない時期	発明者に関する情報が願書に記載されていない場合にはPCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に提出しなければならない
微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか?	あり (附属書L参照)